

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加 埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
お待ちしています！ 三郷市社会保障推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.14

2010年7月17日発行



裁判後の報告会、証人に立った原告息子さんと吉廣弁護士

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、13回の口頭弁論裁判がおこなわれました。7月7日の第14回から証人調べが始まりました。原告一家の長男と、実際の生活保護申請に関わった原告団弁護士が証人にたちました。二人の証言で、三郷の生活保護行政の実態が、浮き彫りとなりました。次回9月27日の裁判証人は、原告の面接をおこなつた面接官3名です。次回傍聴をお願いします。

三郷生活保護裁判 証人尋問

★原告（長男） 証人尋問

★父の病氣で生活苦

裁判には、傍聴希望者53名がならび、傍聴席が44席のため抽選となりました。

三郷市の福祉課については、原告が最初に行つたのは平成17年の年明けすぐで、母と一緒に行つたそうです。受付で生活保護を受け

★最初から生活保護を申し出

といふと述べました。まずは原告が働き、足りない分は生活保護を申請しようということになつたと述べました。原告は仕事を探しにいったが見つからぬといふと、職員からは「車があるからだ」と言つたそうです。原告は思つたそうです。

原告自身については、中学卒業後、溶接の仕事を就いたが怪我で退職し、当時は失業中で両親から生活費をもらつていたが、借金はなかつたということを述べま

第十五回裁判・証人尋問と宣伝
日 時：2010年9月27日（月）
午後一時三十分、四時
場 所：さいたま地方裁判所101法廷
*弁護団報告会が裁判終了後
埼玉弁護士会館二階で開催されます。
★当日、弁護団報告会終了後、浦和駅西口で宣伝をおこないます。*時間は午後五時半～予定

した。

たいと言ふと別のブー

スへ通され、職員に母が現状を話す、「今日は何の用ですか」と聞かれたのに対し、母が「夫が入院したので生活保護を受けたい」と言つたそうです。職員は車を持っていてはいけない、仕事を探しに早く探してくださいと言ふと、職員からは「車があるからだ」と言つたそうです。原告は思つたそうです。

★働いても生活苦



裁判報告会で原告を囲む支援者

原告はその後、仕事を探し、2月1日くらいから働き始めたといふことでした。最初の給料が支払われたのは3月25日で、10万円くらいであり、全額母に渡したそうです。母に渡したそうですが、10万円の収入で生活ができたのかという質問に対しても、「やりくりできる状態ではなく、家賃と車のローンにも足りなかつた」と答えました。

最初にクレジットカードを作った時期については、平成17年4月だと答え、母に頼まれてお金を借りたと述べました。返済は給料からしようと思っていた

した。そして、借金をするか生活保護を受けられるかしかないと考えたいから働き始めたといふことでした。最初の給料が支払われたのは3月25日で、10万円くらいであり、全額母に渡したそうです。

★借金に頼る生活

最初にクレジットカードを作った時期については、平成17年4月だと答え、母に頼まれてお金を借りたと述べました。返済は給料からしようと思っていた

した。そして、借金をするか生活保護を受けられるかしかないと考えたいから働き始めたといふことでした。最初の給料が支払われたのは3月25日で、10万円くらいであり、全額母に渡したそうです。

平成17年9月頃の生活については、毎食食べられないこともあります。ご飯とみそ汁だけという食生活で、電気やガス代の督促状が来たと述べました。

はないかと尋ねると、いつかは生活保護が受けられるだらうと思つてました」と答えました。

その後、原告は就職活動のために葛飾区の祖父の家に移り、他の家族は生活保護が受けられるようになつたが家賃分が支給されなかつたと述べました。その理由については、家賃が高すぎると言われたと述べました。

★生活保護受給も家賃補助なし

原告が仕事をしたのは平成18年5月までで、会社から契約を更新しないと言われたと申します。そこで、別室に案内され女性の職員が対応しました。母が夫が治療中で生活費がないと現状を話すと、職員は「とにかく働いてください」と言い、仕事を探しているが見つからないと言うと「それでも働いてください」と言い、原告も仕事が

見つからないと話したが「あなたも働いてください」と言われるだけだつたそうです。

葛飾区の物件も何件か持つて行つたが高過ぎると言われたそうです。暮らすように言い、葛飾区の物件も何件か持つて行つたが高過ぎると言われたそうです。

★申請権の侵害行為

不動産屋からいつ家賃が払えるのかという催促もあり、三郷市のかケースワーカーからは家賃が高いので転居するよう指示されたそうです。物件を探し、そのケースワーカーに持っていたところ、今までより1万円安くなるが駄目だと言われ、基準額を超えていないものでも高過ぎると言われたそうです。その際は、生活保護を打ち切られたため、国民健康保険の加入手続きのため葛飾区の健康保険課に行つたところ、国

と、引っ越ししたら生活保護は終わりですと言われたそうです。当時、原告と母は仕事がなく、妹は三郷市内でアルバイトをしていましたが、転居すれば続けていけないとわかつていたそうです。ケースワーカーは仕事を探すように言ひ、更に葛飾区の福祉課には行くなど言つたそうです。

たですが、原告と母は怒られると思ってすぐには申請に行けなかつたそうです。

当時の心境については、家族の笑顔がなくなつたのがショックでした。なぜ葛飾区は、三郷市はどうして暮らすように言い、葛飾区の物件も何件か持つて行つたが高過ぎると言われたそうです。

★転居指導あり

父は退院して保護が打ち切られたため、国民健康保険の加入手続きのため葛飾区の健康保険課に行つたところ、生活保護を申請するよう言われたそうです。そして父は、生活保護を受給できるようになつた

署名は、埼玉社保協のホームページ

<http://www.shahokyo.org/>にアクセスを。

各種集会、団体を通じて全国から幅広く集まっています。引き続き、結審まで署名を集めていきますので、ご協力をお願い致します。

★対応の違い歴然